

茨城県医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修

医療的ケア児とその家族を切れ目なく支援する ～医療的ケア児支援センター・県・市町村・民間の連携～



熊本大学病院 小児在宅医療支援センター
熊本県医療的ケア児支援センター
副センター長 小篠史郎



ozasas@kumamoto-u.ac.jp
096-373-5653/5448 (直通、相談窓口)

2022年12月2日 水戸マイムビル

障がいの2つのモデル

個人モデル

社会モデル

障害者が困難に直面するのは
「その人に障害があるから」
であり、
克服するのはその人(と家族)の責任だ

障害者が困難に直面するのは
「社会が障害(障壁)をつくっている
から」であり、
それを取り除くのは社会の責務だ

医療的ケア児支援法成立の背景

ケース1 2歳



【経過】

病気のため胃瘻造設しました。朝10時頃の水分注入とお昼ごはんの注入をしています。元気に走り回ります。言葉はまだ出ていません。

制度の狭間で療育先探しで一苦労していた医療的ケア児

障害福祉所管課



行政

相談支援事業所の
一覧から自分で探
してください

医療的ケア児
には対応して
ません



相談支援
専門員

主治医
病院連携室



療育って受け
られますか？



医療的ケア児

保健師

相談支援事業所の一覧を
差し上げます



保健師さんや障害福祉
所管課に相談してみ

制度の狭間で就園支援が受けられなかった医療的ケア児

保育所管課



行政

保育所は自分で
探してください

医療が必要な
子は受け入れ
できません



保育園
幼稚園

主治医
病院連携室



入園
できますか？



医療的ケア児

保健師

保育所の一覧を差し上げ
ますね



保育園や行政に相談
してみ

制度の狭間で希望する学校に入学できなかった医療的ケア児

教育委員会



行政

医療的ケアのあ
る子は特別支援
学校になります

医療が必要な
子は受け入れ
できません

小学校



学校

主治医
病院連携室



上の子と同じ
小学校に入学
したい



医療的ケア児

保健師

小学校や教育委員会にご
相談ください



小学校や教育委員会
や保健師さんに相談
してみ

新たな障がい概念「医療的ケア児」の法的根拠

身体障害者福祉法

知的障害者福祉法

精神保健福祉法

発達障害者支援法

医療的ケア児支援法

3障害の有無に関わらず
医療的ケアがある児
も支援対象に

医療的ケア児支援法

目的を実現する方法（第一条）

- 1) 基本理念を定める
- 2) 国、地方公共団体等の責務を明らかにする
- 3) 保育及び教育等の拡充に係る施策を定める
- 4) 医療的ケア児支援センターの指定等について定める

医療的ケア児支援法 2021年9月18日施行

基本理念（第三条） 抜粋

- ▶ 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行われなければならない
- ▶ （中略）関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、切れ目なく行われなければならない
- ▶ （中略）医療的ケア児及びその保護者の意思を最大限に尊重しなければならない
- ▶ （中略）居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるようにすることを旨としなければならない

「社会モデル」が基本理念に

熊本大学病院 小児在宅医療支援センター
熊本県医療的ケア児支援センター
～事業内容～

小児在宅医療支援センターの概要

開設日	2016年12月1日
開設目的	熊本県全体の小児在宅医療・福祉・教育・保育等の支援
財源	地域医療介護総合確保基金(2/3)

院外のこと
が主な仕事



スタッフ

小児科医	2名
社会福祉士	1名
保健師	1名
看護師	1名
理学療法士	1名

熊本県医療的ケア児支援センター 2022年4月1日開設



全国の医療的ケア児支援センター設置状況

分類	都道府県
社会福祉法人	岩手県、千葉県、（東京都世田谷区）、新潟県、兵庫県、奈良県、岡山県、山口県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県
県立療育センター	秋田県、福島県、富山県、愛知県、愛媛県、福岡県、宮崎県
訪問診療医の法人	北海道（医療法人）、栃木県（認定NPO法人）、福井県（医療法人）、鳥取県（社会医療法人）
公立病院 （国立大学法人除く）	青森県（県立）、東京都（都立）、石川県（NHO）、山梨県（NHO）
国立大学法人	山形県、三重県、島根県、熊本県
都道府県庁	神奈川県、長野県、京都府
一般社団法人	宮城県、香川県
県看護協会	岐阜県、静岡県
未設置	群馬県、茨城県、埼玉県、滋賀県、大阪府、和歌山県、広島県、徳島県、鹿児島県、沖縄県

熊本県医療的ケア児支援センター調べ、Web検索、2022年11月19日現在

小児在宅医療支援センターの事業内容



相談窓口（年間延べ約2600件）

行政主催会議の出席助言依頼
ケース相談（入園入学）
講演・研修会の依頼

現場支援

保育園・学校での研修会
児発・放デイでの研修会

人材育成

看護師スキルアップ研修
医師向けスキルアップ研修
医学科・教育学部にて実技講習
多職種セミナーの開催
県立病院にて実技講習

地方公共団体との連携

入園・入学支援体制の共同整備依頼
行政保健師研修会の講師担当
当センター主催会議への出席依頼
医療的ケア児支援の協議の場の設置支援

センター所有の備品



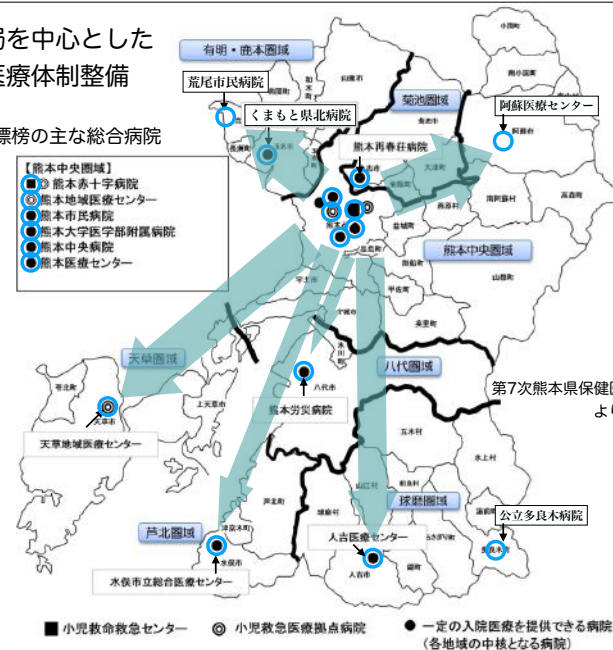
- ・人工呼吸療法シミュレーター
- ・パルスオキシメーター
- ・カプノメーター（CO2モニタ）
- ・吸引器
- ・吸引シミュレーター
- ・気管カニューレ交換人形
- ・カフアシスト
- ・インパルセーター
- ・胃ろうシミュレーター
- ・バギー



大学医局を中心とした 小児医療体制整備

○ 小児科標榜の主な総合病院

- 【熊本中央圏域】
- 熊本赤十字病院
 - 熊本地域医療センター
 - 熊本市民病院
 - 熊本大学医学部附属病院
 - 熊本中央病院
 - 熊本医療センター



第7次熊本県保健医療計画 2018年4月より抜粋

重症児・医療的ケア児を診療する医師としての指針

日本小児医療保健協議会(四者協)として
『重症児・医療的ケア児を診療する医師としての指針』を策定
BPSモデルの考え方を盛り込んだ



重症心身障害児(者)・在宅医療関係

BioPsychoSocial model

公益社団法人日本小児科学会では、日本小児保健協会、日本小児科医会、日本小児期外科系関連学会協議会と連携し、日本小児医療保健協議会(四者協)として、重症心身障害児(者)・在宅医療について協議し、厚生労働省をはじめとする行政との折衝や会員の先生方に情報提供を行っております。

どなたでもダウンロード可



- ・ [重症児・医療的ケア児を診療する医師としての指針](#)
- ・ [小児在宅医療実技講習会マニュアル](#) (2016年10月、2017年11月改訂、2019年3月・追加) ※会員専用
- ・ [気管カニューレの事故抜去等の緊急時における気管カニューレの再挿入について](#)
- ・ [学校における医療行為の判断、解釈についてのQ&A](#)

日本小児科学会HPより引用

当センターによる入園・入学支援の典型例

※保育園や小学校での医療的ケア児受け入れが初めての場合

入園入学支援の相談 (家族・保健師・相談支援専門員・訪問看護師・教育委員会)

主治医から情報収集、家族・子どもと初回面談

小学校・保育園に同行見学 (保健師や相談支援専門員とともに)

小学校・保育園・市役所等にて担当者会議

ここでその市町村で看護師スキルアップ研修を実施

入園入学へ向けて教員・保育士向けに医療的ケア実技講習会

入園入学直前に配置された看護師向けに医療的ケア実技講習会

入園入学後に訪問し教員・保育士・看護師と面談フォロー

※ この部分 以外は市町村で完結できるよう市町村でガイドライン策定などの体制整備するのが法の趣旨

学校看護師向け動画コンテンツ 11本

NPO法人親子の未来を支える会 X 熊本大学病院 小児在宅医療支援センター

NPO法人
親子の未来を支える会

動画コンテンツ

動画コンテンツでは、熊本大学小児在宅医療支援センターの小児在宅医療経験者のもと、児童や障がい児等の生活に関する法律、実践編として、導尿、吸引、胃ろうなど、わかりやすく紹介しています。
講習動画の編集作業は、SOMPPOホールディングス株式会社「持続可能な社会の実現のための」に携わって頂いています。

- 児童や障がい者に関する条約・法改正
- 医療的ケア児と重症心身障害児の定義
- 医療的ケアの種類・認定特定行為
- 医療的ケア児等の生活に関する法律
- 学校における医療的ケアの実施に関する検討会議
- 導尿
- 在宅人工呼吸器
- いきつめアセスメント
- 気管切開カニューレ
- 吸引
- 胃ろう



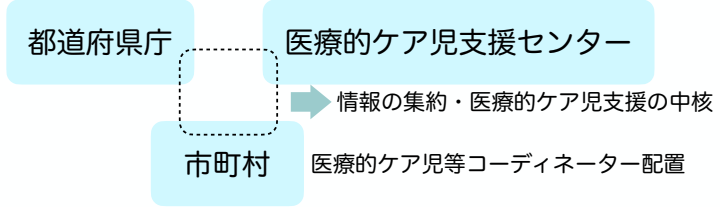
ボタン型のフタを閉じるとカニューレの部分が閉じています。その内部は緑の栓とありますが、これはニードルです。



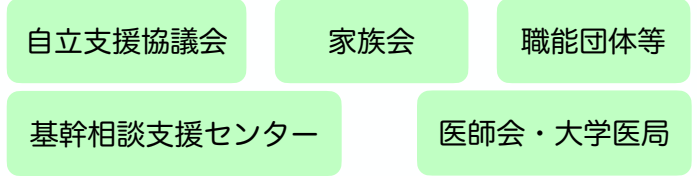
地方自治体と民間が一体となって医療的ケア児
とその家族を切れ目なく支援する

都道府県庁・医療的ケア児支援センター・市町村の連携

都道府県庁・医療的ケア児支援センター・市町村が綿密に連携
センターに医療的ケア児についての情報を集約し、
センターが医療的ケア児支援の中核となる(※1)



協議会、基幹相談支援センター、家族会、職能団体等、医師会・大学医局と協働連携する(※2)



※1 根拠 = 事務連絡「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に係る医療的ケア児支援センター等の業務等について」
※2 小篠私家 (厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 令和3年8月31日)

様々な職能団体・関係団体と医療的ケア児支援センターの連携

医療系団体

- 医師会・歯科医師会
- 小児科学会・小児科医会
- 薬剤師会
- 看護協会
- 訪問看護ステーション協議会
- 理学療法士会
- 作業療法士会
- 言語聴覚士会
- 臨床工学技士会
- 栄養士会

保育系団体

- 保育士会
- 保育協会
- 保育協議会
- 保育連盟
- 認可外保育施設団体
- 企業主導型保育連盟

相談支援センター系

- 児童相談所
- こども家庭センター
- 発達障害者支援センター
- 児童発達支援センター
- 障害者虐待防止センター
- ヤングケアラー相談支援センター
- 児童家庭支援センター

就労系・卒業後

- 障害者就業・生活支援センター
- ハローワーク
- ジョブコーチ
- 就労継続支援事業所
- 医療型特定短期入所
- 生活介護事業所

障害福祉系団体

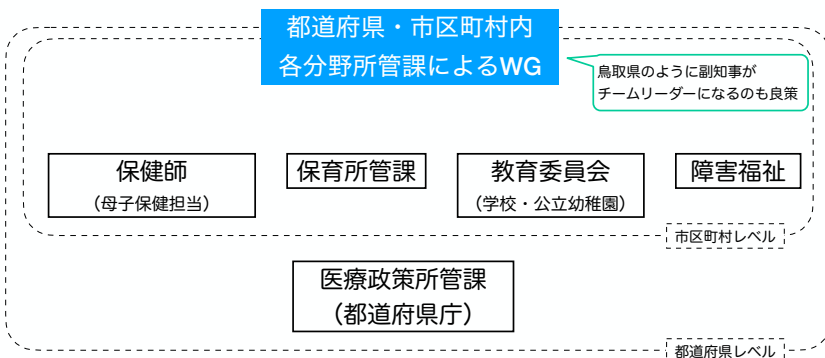
- 社会福祉士会
- 介護福祉士会
- ヘルパー協会
- 相談支援専門員協会

家族会

- 守る会
- 全国医療的ケアライン (アイライン)

医療的ケア児の総合的支援体制整備

医療的ケア児の医療体制整備、保育所等入園、就学、障害児通所支援等の各支援体制整備は都道府県や市区町村の**母子保健・保育・教育・障害福祉・医療(病院、在宅)**の全ての分野の医療的ケア児支援体制整備と連動して行う

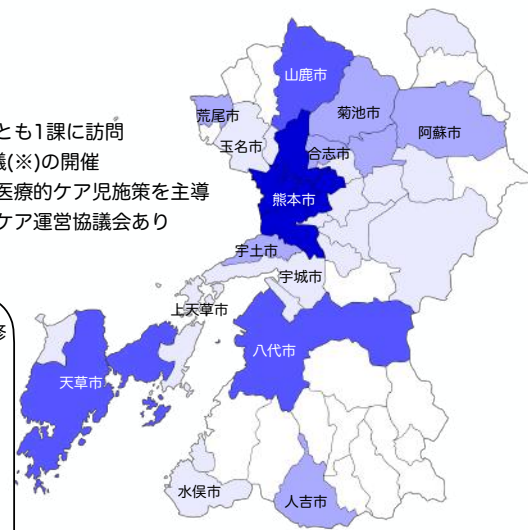


WG = ワーキンググループ

国通知文書・小児在宅医療支援センター事業運営経験を元に小篠作成

当センターによる熊本県内14市への支援段階

- (ステップ0) 未介入
- (ステップ1) 少なくとも1課に訪問
- (ステップ2) 4課協議(※)の開催
- (ステップ3) 行政が医療的ケア児施策を主導
- (ステップ4) 医療的ケア運営協議会あり



- 2022年1月以降の動き
- 校長・教頭向け医療的ケア児研修
▶ 01月07日 天草市
- 園長等向けの医療的ケア児研修
▶ 02月28日 八代市
▶ 04月12日 天草市
▶ 05月20日 熊本市
▶ 09月09日 大津町
▶ 11月04日 熊本市

※4課協議 = 母子保健・保育・教育・障害福祉 2022年11月19日現在

市町村が行う医療的ケア児支援体制整備のための10項目

課	項目	進捗状況
保育所管課	保育所等における医療的ケア児受入検討会の設置	
保育所管課	保育所等における医療的ケア児受入ガイドラインの策定	
教育委員会	小中学校における医療的ケア運営協議会の設置	
教育委員会	小中学校における医療的ケア児受入ガイドラインの策定	
障害福祉所管課	4課協議の定期開催（会議体要綱の作成）と全体の統括	
障害福祉所管課	4課に加え、民間の関係団体も含む協議の場の設置	
障害福祉所管課	医療的ケア児等コーディネーターの予算付けた配置	
障害福祉所管課	年1回の調査で「医療的ケア児等リスト」を作成・更新し4課共有	
障害福祉所管課	医療的ケア児ガイドブックの作成	
保健師(母子保健)	こども家庭センターで医療的ケア児を取りこぼさない方策(*)	

※こども家庭庁は医療的ケア児も含む全ての子どもへの制度です。SDGsの基本理念である“誰ひとり取り残さない”のために、市町村でのこども家庭センター設立の際の母子保健所管課の役割は大きいです。

国通知文書・小児在宅医療支援センター事業運営経験を元に小篠作成

県内**45**市町村の**4**課が一堂に会する
医療的ケア児支援体制作りのための
オンライン研修会
2022年9月に実施

県内45市町村の4課が一堂に会する研修会の開催

令和4年（2022年）9月2日（オンライン開催）

次第

1 開会

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課長 米澤 祐介

2 研修内容

(1) 行政説明

- 障がい者支援課
「医療的ケア児の概要と医療的ケア児等コーディネーターの役割等について」
- 子ども未来課
「子ども未来課での医療的ケア児への取組みについて」
- 特別支援教育課
「学校における医療的ケアの取組みに向けて」

令和5年（2023年）3月31日までオンデマンド配信

- (2) 講話 「医療的ケア児とその家族を社会全体で支える
～県・市町村と医療的ケア児支援センターの連携～」
熊本県医療的ケア児支援センター 小篠史郎先生



医療的ケア児等の支援体制

医療的ケア児等コーディネーターは市町村保健師や相談支援専門員と連携して病院・訪問看護師・保育所管課・教育委員会・障害福祉所管課や保育所・学校などを切れ目なくつなぐ役割

3次対応

熊本県医療的ケア児支援センター

2次対応

医療的ケア児等コーディネーター

相談支援専門員

地区担当保健師

病院連携室

障害福祉所管課

保育所管課

教育委員会

1次対応

訪問看護師

訪問診療医

訪問薬剤師

病院看護師

病院医師

障害児通所支援事業所

居宅介護事業所

短期入所施設

保育所等

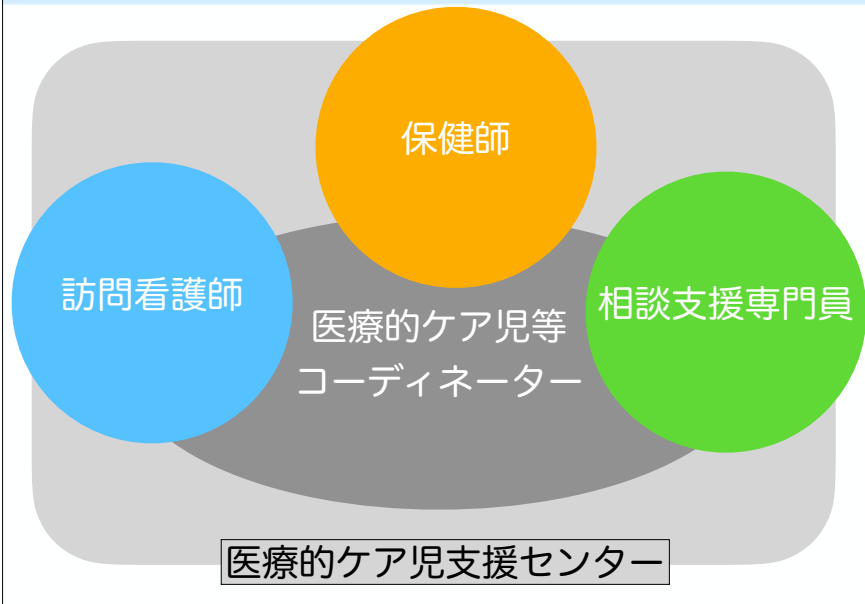
小中学校

特別支援学校

生活介護事業所

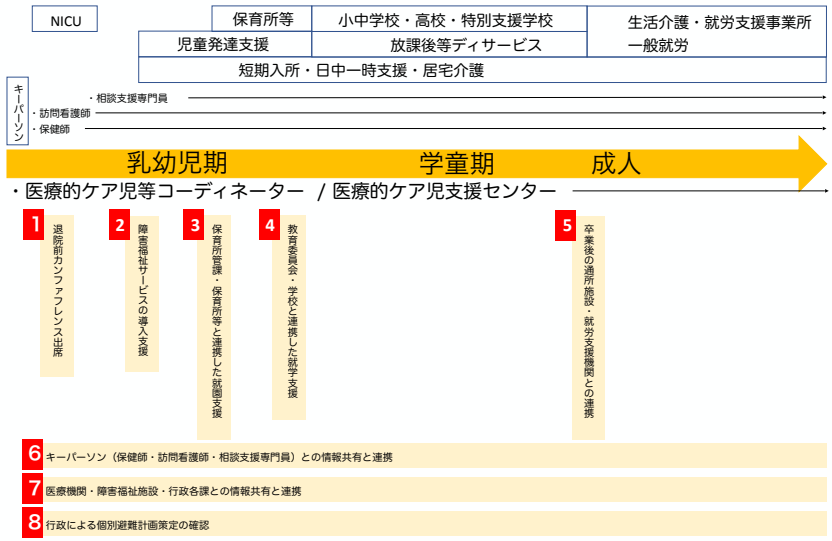
国通知文書・小児在宅医療支援センター事業運営経験を元に小篠作成

キーパーソンの役割分担と切れ目ない支援



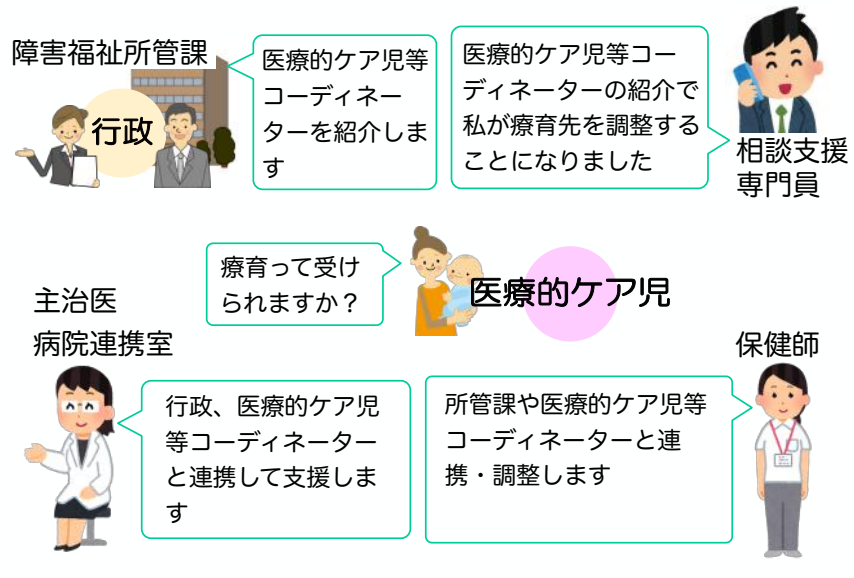
法施行後の医療的ケア児支援

■どのライフステージでも「切れ目ない支援」を行う

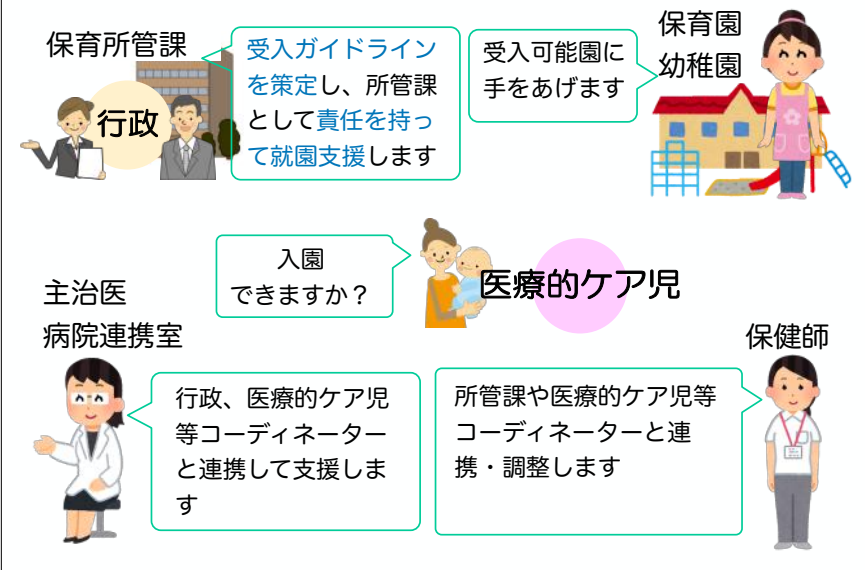


一般的に想定されるものとして熊本県医療的ケア児支援センターが作成。各市町村でこれを一例として役割分担を検討していただく。

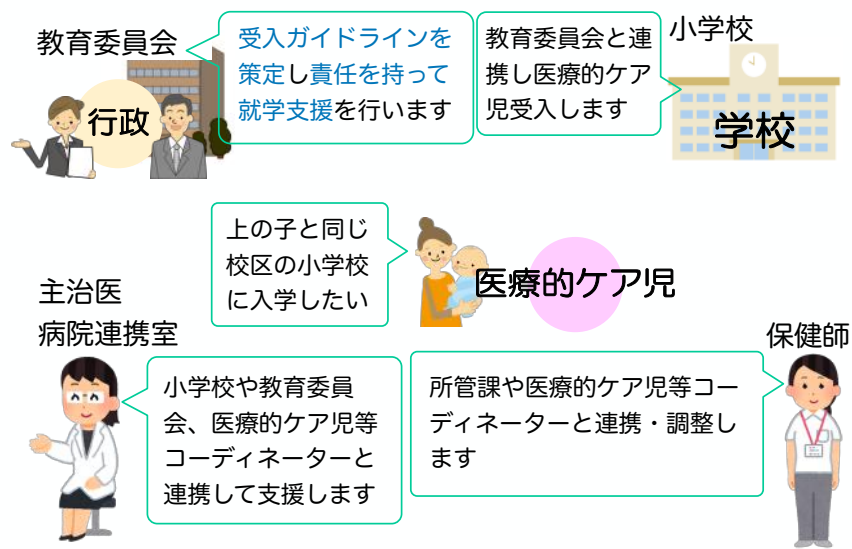
医療的ケア児支援法施行後の医療的ケア児等の療育導入支援



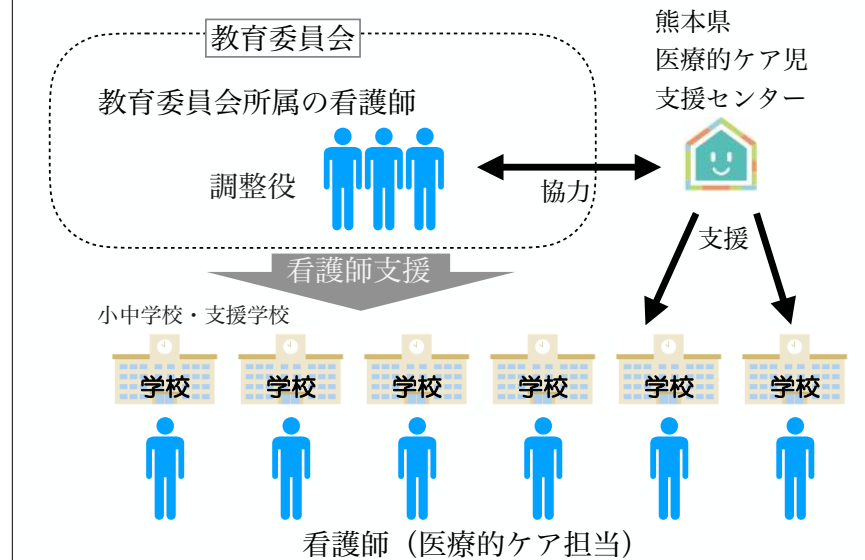
医療的ケア児支援法施行後の医療的ケア児等の就園支援



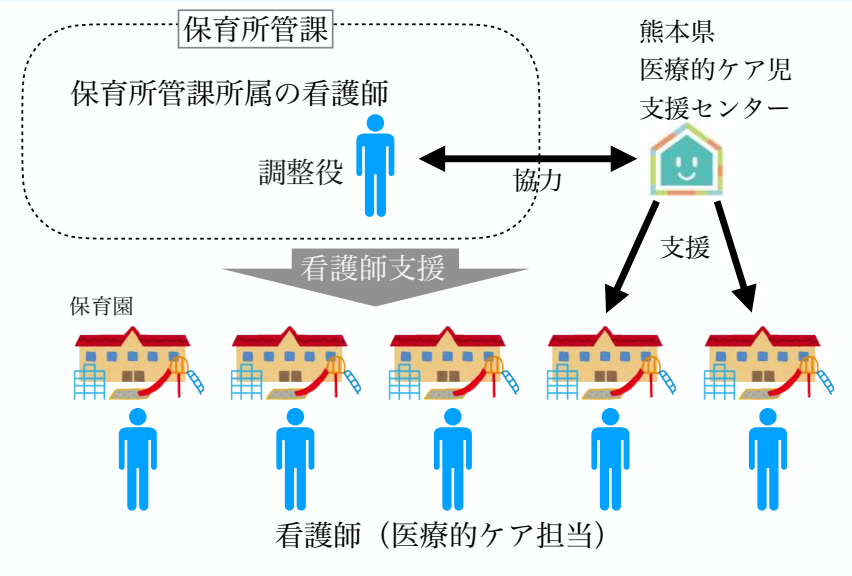
医療的ケア児支援法施行後の医療的ケア児等の就学支援



A市教育委員会における医療的ケア児支援体制



A市立保育園における医療的ケア児支援体制



まとめ

- 医療的ケア児支援法の基本理念である**社会モデル**の考え方に則り、関係者が互いに**切れ目のない支援を意識**する
- **都道府県**と**市町村**と**医療的ケア児支援センター**が連携し、**医療的ケア児支援の中核**(※)を担う**センター**に情報の集約(※)を行う
- 全市町村に**医療的ケア児コーディネーターの配置**・**民間の関係団体も含む協議の場の設置**を行い、医療的ケア児の母子保健・障害福祉・保育・教育～就労まで**都道府県・市町村**が**責任主体**となって支援体制を整備する
- 改正災害対策基本法(2021年5月)に基づき、市町村は全ての医療的ケア児をリストアップし個別避難計画を策定、必要に応じ避難訓練を行う

※ 根拠 = 事務連絡「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に係る医療的ケア児支援センター等の業務等について」
(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 令和3年8月31日)

追加資料（お話しません）

当センターの4月の主な活動

2022年4月 研修・講演 = 緑色 行政等 = 青色

<第1週>

- A支援学校で担当者会議
- B小学校（熊本市）で担当者会議・実技講習
- C幼稚園（熊本市）で担当者会議・実技講習
- D小学校（菊池市）で職員研修
- E市教育委員会で学校看護師研修
- F小学校（津奈木町）で職員研修

<第2週>

- 県障がい者支援課長と打ち合わせ
- G市で園長らに研修会
- H小学校（上天草市）で職員研修
- J小学校（熊本市）で担当者会議

<第3週>

- K児童発達支援事業所（菊陽町）で実技講習
- L療育医療センターで打ち合わせ
- M幼稚園（熊本市立）で担当者会議
- N相談支援事業所での初回面談同席
- O小学校（苓北町）で職員研修
- P中学校（合志市）で実技講習
- Q障害児通所支援事業所（山鹿市）で実技講習

<第4週>

- R小学校で担当者会議
- 熊本県介護福祉士協会会長と打ち合わせ
- 新規ケース1 初回面談
- 新規ケース2 初回面談
- 県障がい者支援課長をS支援学校視察へ
- 熊本市障がい保健福祉課と打ち合わせ
- T医療型特定短期入所施設（熊本市）で実技講習

当センターの5月の主な活動

2022年5月 研修・講演 = 緑色 行政等 = 青色

<第1週>

- A町教育委員会で担当者会議
- B障害児通所支援事業所（熊本市）の見学同行
- C支援学校で実技講習
- D小学校（熊本市）で実技講習動画収録
- E保育園（熊本市立）で担当者会議

<第2週>

- F市教育委員会で担当者会議
- 新規ケース3 初回面談
- H小学校（益城町）の見学同行
- J中学校（熊本市）で担当者会議
- 大学病院Ns向け気道クリアランス研修
- K保育園（熊本市）に同行見学
- L保育園（熊本市立）に同行見学
- M支援学校でプール危機管理研修
- 穂っぴごども在宅&心身クリニックで開院前研修

<第3週>

- 県教委・県障がい者支援課とNEXTEPで打ち合わせ
- 院内小児在宅ワーキンググループ会議出席
- 熊本市障がい保健福祉課と打ち合わせ
- O小学校（熊本市）に見学同行
- 相談支援部会中央ブロックで講演
- P支援学校（熊本市内、熊本県立）の見学同行
- 熊本市保育士会で講演

<第4週>

- Q小学校（熊本市）で担当者会議
- R町で看護師スキルアップ研修
- ケース相談の面談
- S小学校（益城町）に見学同行
- T保育園（菊陽町）で研修
- U病院連携室訪問

（自立支援）協議会で医療的ケア児を討議対象とすべき根拠条文

障害者総合支援法・・・障害者若しくは障害児（以下「障害者等」という。）

（協議会の設置）

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（中略）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

（市町村障害福祉計画）

第八十八条
9 市町村は、（中略）協議会（中略）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

（都道府県障害福祉計画）

第八十九条
7 都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

基幹相談支援センターで医療的ケア児を支援対象とすべき根拠条文

障害者総合支援法・・・障害者若しくは障害児（以下「障害者等」という。）

（基幹相談支援センター）

第七十七条の二 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、**前条第一項第三号**及び**第四号**に掲げる事業並びに**身体障害者福祉法**第九条第五項第二号及び第三号、**知的障害者福祉法**第九条第五項第二号及び第三号並びに**精神保健及び精神障害者福祉に関する法律**第四十九条第一項に規定する業務を総合的に行うことを目的とする施設とする。

（市町村の地域生活支援事業）

上記の「**前条第一項第三号**」

第七十七条

市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、**地域生活支援事業**として、次に掲げる事業を行うものとする。

三 **障害者等**が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言（中略）を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業（中略）

保育を行う体制の拡充等（第九条）

医療的ケア児支援法（2021年9月18日施行）

- 1) **国及び地方公共団体**は、医療的ケア児に対して保育を行う体制の拡充が図られるよう（中略）、**医療的ケア児が在籍する保育所、認定こども園等に対する支援その他の必要な措置**を講ずるものとする。
- 2) **保育所等の設置者**は、在籍する医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、**看護師等または喀痰吸引等**を行うことができる**保育士**もしくは**保育教諭**の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。

教育を行う体制の拡充等（第十条）

医療的ケア児支援法（2021年9月18日施行）

- 1) **国及び地方公共団体**は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充が図られるよう、**医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置**を講ずるものとする。
- 2) **学校の設置者**は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、**看護師等**の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3) **国及び地方公共団体**は、看護師等のほかに学校において医療的ケアを行う人材の確保を図るため、**介護福祉士その他の喀痰吸引等を行うことができる者**を学校に配置するための環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする

医療的ケア児支援センター等（第十四条）

医療的ケア児支援法（2021年9月18日施行）

都道府県知事は次に掲げる業務を**社会福祉法人その他の法人**に行わせ、または**自ら**行うことができる。

- 1) 医療的ケア児及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その**相談**に応じ、又は**情報の提供**若しくは**助言**その他の支援を行うこと
- 2) **医療、保健、福祉、教育、労働**等に関する業務を行う**関係機関及び民間団体**並びにこれに従事する者に対し医療的ケアについての**情報の提供及び研修**を行うこと
- 3) **医療的ケア児及びその家族に対する支援**に関して、**医療、保健、福祉、教育、労働**等に関する業務を行う**関係機関及び民間団体**との**連絡調整**を行うこと

市町村の医療的ケア児等コーディネーター配置を例に4課連携

障害福祉所管課

当市に予算付けた医療的ケア児等コーディネーターを配置します。全国的な例として基幹相談支援センター、社会福祉協議会、訪問看護ステーション、保健師などを医療的ケア児等コーディネーターとして委託・依頼している事例があります。当市においてどこに委託するのがよいか話し合いをしましょう。また、委託するにあたって当市では保育・教育を含む医療的ケア児のライフステージの中でどの部分のコーディネートを医療的ケア児等コーディネーターに依頼するか検討します。そのため、4課協議を行いたいと思います。

教育委員会

保育所管課

分かりました。小学校や保育所で医療的ケア児を受け入れるためのガイドラインや書式があるとコーディネートをお願いしやすくなるので他県のガイドラインを参考に当市でも策定しましょう。

母子保健所管課

医療用語の解説に協力します。熊本県医療的ケア児支援センターにも相談しましょう。

市町村の就学支援・入園支援・看護師育成を例に4課連携

教育委員会

医療的ケア児さんの入学へ向けて看護師配置の予算確保・看護師研修による人材確保を計画的に行いたいのので年少さん・年中さん・年長さんの医療的ケア児の人数を教えてください

児童発達支援等で把握している医療的ケア児はそれぞれ〇名・〇名・〇名です。年少さんに人工呼吸器装着児が1名います。

障害福祉所管課

保育所等で把握している医療的ケア児はそれぞれ〇名・〇名・〇名です。医療的ケアの内容は〇〇です。

保育所管課

児童発達支援等にも保育所等にも通われてない医療的ケア児はそれぞれ〇名・〇名・〇名です。医療的ケアの内容は〇〇です。

母子保健所管課

市町村の就学支援・入園支援・看護師育成を例に4課連携

教育委員会

保育所管課

小学校や保育所で医療的ケアを担当する看護師人材確保のための看護師研修会を熊本県医療的ケア児支援センターに計画的に依頼します。医療的ケア運営協議会（小中学校版、保育所版）の設置や医療的ケア児受け入れガイドライン（小中学校版、保育所版）の策定を準備中です。医学用語が分からないので保健師さんに運営協議会設置準備委員会の委員になっていただき用語の意味など相談させてください。

障害福祉所管課

児童発達支援・放課後等デイサービスで医療的ケアを担当する看護師人材も不足しているので看護師研修会を熊本県医療的ケア児支援センターに依頼する計画を当課とも共有・連携させてください。

母子保健所管課

医療的ケア運営協議会設置準備委員会の委員となって協力します。看護師研修会の会場は保健センターもご活用ください